

登録者証のマイナンバー情報連携を申請される方へ



重要！！

登録者証のマイナンバー情報連携を利用予定の福祉・就労等の機関が、マイナンバー連携による確認をされているかを事前にお問い合わせのうえ、申請してください。
なお、現在、指定難病受給者証や小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方は、すでにマイナンバー情報連携をされていますので、申請いただく必要はありません。

- 令和6年4月1日から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」「児童福祉法」の改正により、指定難病または小児慢性特定疾病の方からの申請に基づき、「登録者証」を交付された方は、マイナンバー上で右記情報を確認できるようになります。

【登録者証で確認できる情報】

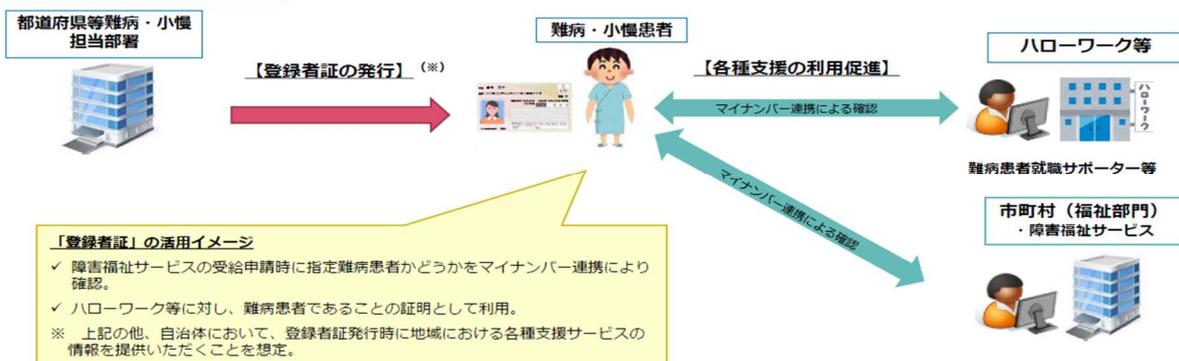
- ・氏名
- ・生年月日
- ・有効期間開始年月日
- ・交付年月日

ただし、「指定難病名」、「小児慢性特定疾病名」は確認できません。

令和6年6月1日から、マイナンバーを掲示することで、福祉・就労等の機関が、指定難病または小児慢性特定疾病の患者かどうか確認することができます。

- 登録者証の発行を受けるためには、指定難病の方は、指定難病と診断されただけでなく、国の定めた診断基準を満たすことが必要です。
 該当するかどうか医師とご相談の上、申請してください。
 申請されても、審査の結果、指定難病の診断基準を満たさないと判定された場合には、認定されませんので、ご注意ください。
 小児慢性特定疾病の方は、現に医療費助成を受けている方が対象です。
- 登録者証効力発生年月日は申請日となります。指定難病の方は有効期限がなく、再登録不要です。
 小児慢性特定疾病の方は、医療費助成を受けている限り有効です。

登録者証の活用イメージ



対象者

◎ ①か②のどちらかを満たす方が対象です。

- ① 兵庫県内（神戸市を除く）に居住しており、指定難病と診断された方で、国の定めた診断基準を満たす方
- ② 兵庫県知事発行の小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの方で、申請日が有効期限内の方（現に医療費助成を受けている方）

※なお、神戸市にお住まいの方は、神戸市ホームページをご確認ください。

申請の方法(必要書類一覧)

◎電子申請にて必要事項を入力いただき、現に受給者証をお持ちでない方は、下記の書類を疾病対策課へ郵送にてご提出ください。

(現に受給者証をお持ちの方は、電子申請のみで書類の提出は不要です。)

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1707874329059>

- ① 不承認通知書（平成27年1月1日以降に交付されている通知書のうち、「診断基準はみたしている。」と記載があるもの）
 - ② 臨床調査個人票（「平成27年1月1日以降に難病指定医が記載されたもの」）
 - ③ 個人番号記載票（☆）
 - ④ 個人番号の「番号確認」と申請者の「身元確認」ができる書類の写し（★）
- ①か②のどちらか

※ ②は、過去にご提出いただいている場合でも、再提出してください。

※（☆）印の書類は、兵庫県のホームページからダウンロード可能です。

※（★）印の書類について

「番号確認」について

「番号確認」は、申請者（患者様）の「個人番号」を確認できる書類等の写しが必要となります。

<確認できる書類例>

通知カード※・個人番号（マイナンバー）カード・個人番号が記載された住民票など

※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。

「身元（本人）確認」について

「身元（本人）確認」は、申請者（患者さん）、代理人申請の場合は代理人の身分が確認ができる書類等の写しが必要となります。

<確認できる書類例>

(ア) 1種類の写しのみで可能なもの

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、在留カード、社員証などで顔写真付きのもの

(イ) 2種類の写しが必要なもの

健康保険証・年金手帳・住民票・社員証（顔写真なし）など



【問い合わせ先・郵送先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

保健医療部感染症等対策室疾病対策課

TEL:078-341-7711